第 五 十二号 議 案

東京都体育施設条例 0) 部 を改正する条例

右 の議 案を提出する。

令和六年二月二十日

者 小 池

百

合

子

提 出 東 京 都 知事

東 京 都 体 育 施設条例 0) 部 を改正する 条例

東 京都 体 - 育施設 条 例 平 成 元年 東京都条例第百 1九号) 0) 部 を次のように改正する。

題名を次 のように 改め る。

東京 が都スポ 1 ツ 施設条例

第 条 中 「東京 都 体育施設」 を 「東京都スポーツ施設」 に、 「「体育施設」 を 「「スポ 1 ツ 施設」 に改め る。

第二条中 体 育 施 設 を 「スポ ーツ施設」 に改 め、 同 条の 表東京辰巳国際水泳場の 項を 削 り、 同 表東京 都パ ラス ポ 1 ツ 1

東京辰巳アイスア IJ 1 ナ V

1

ニングセンター

0)

項

0)

次に

次のように加える。

東 京都 江 東区 辰巳二丁 目 八番

+

号

第三条から第六条まで、 第十五 一条第一 項、 第十六条第二項、 第十 七条第二 項及び第十九条中 「体育施設」 を 「スポ] · ツ 施

に改める。

别 表二の 部 (一) 0) 款 ア 0) 項 中

— 午	午
後 ——	前
一二三、六六〇円	一二三、六六〇円
三四九、三一〇円	三四九、三一〇円

第 五. + 二号議 案 東京都体育施設条例 0) 部を改正する条例

										ļ					
d 育 館						存置	本 育 官						f		
(多目的室)						1	ア リ 							rie de la companya de	
													食	É 	
	夜	午	午	全	午後・	午前・	夜	午	午		全	午 後・	午前・	夜	
	間	後	前	日	夜間	午 後	間	後	前		日	夜間	午 後	間	
	五二、二六〇円	三七、三三〇円	三七、三三〇円	三六七、七〇〇円	二九四、一六〇円	二四五、一四〇円	一八八、七六〇円	一三四、八三〇円	一三四、八三〇円		三三七、二四〇円	二六九、八〇〇円	二二四、八三〇円	一七三、一二〇円	
	一五八、四九〇円	三、二 ○円	一一三、二一〇円	1、110、1六0円	八九六、二一〇円	七四六、八四〇円	五七五、〇七〇円	四一〇、七七〇円	四一〇、七七〇円		九五二、六六〇円	七六二、一三〇円	六三五、一一〇円	四八九、〇四〇円	

に改める。

を

第 五 + 二号議案 東京都体育施設条例の一部を改正する条例

三〇八、七四〇円	一〇一、八〇〇円	全日
二四七、〇〇〇円	八一、四四〇円	午後・夜間
二〇五、八三〇円	六七、八七〇円	午前・午後

別表六の項を次のように改める。

六

削除

別表十五の項の次に次のように加える。

十六 東京辰巳アイスアリーナ

施設

ア 専用使用の場合の利用料金

第	第	会	サ	メ	施
			ブ	イ	設
<u> </u>		- 学	,,,	ン	0)
控	控	議	IJ	IJ	名
			ン	ン	 称
室	室	室	ク	ク	等
_	_	_	_	_	使
時	時	時	時	時	用 単
間	間	間	間	間	位
六、一三〇円	九八〇円	一〇、二九〇円	一六、二三〇円	三八、〇二〇円	する取扱いをしない場合入場料の徴収又はこれに類
 六、一三〇円	九八〇円	一〇、二九〇円	六四、九二〇円	一五二、〇六〇円	する取扱いをする場合入場料の徴収又はこれに類

競	放	大	大	設
		型	型	
技		映	映	
	送	像	像	
シ		装	装	備
ス		置	置	/VHI
/\	記			
テ		西	北	
		側	側	
A	備	$\overline{}$)	名
_	_	_	_	使
時	時	時	時	用
叶	H-A	H寸	₽ Ţ	単
間	間	間	間	位
			1 0	利
		五、	\circ	用
七 四	五〇	三九	三三〇円	料
\bigcirc	0		1 O E	
円	円	円	円	金

メインリンク	施
及びサブリンク	設 名
_	使
	用
	単
回	位
	利
,	用用
二九	料
円	金

(___)

附属設備

イ 個人使用の場合の利用料金

九 〇 円	九 〇 円	ル 一 平 方	メ 一 l 日 ト	部 分 を 除	施 設 フ は ル		な。)施設(規
	二一、〇四〇円	間	一時	室	的	B	多
三四、〇七〇円	三四、〇七〇円	日	_	室	別		特
九八〇円	九八〇円	間	一時	室	控	=	第

その	看板、	ス
他	横断	ケ
0)	幕、懸	1
附	恋垂幕 又	
属	は	F
設	展示,	++/1
備	台	靴
一 一 個 、	日日	
は一贯所	一平方	
	方メー	
時枚間、	トル	□
Ξ,	=	
五一		四
一 〇 円	三、二〇〇円	〇 円
	1	

附則

(施行期日)

次のように加える改正規定及び別表十五の項の次に次のように加える改正規定は、 この条例は、 令和六年四 月一日から施行する。ただし、 第二条の表東京都パラスポーツトレーニングセンターの項の次に 東京都規則で定める日から施行する。

(準備行為)

規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、 できる。 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定及びこの条例による改正後の東京都 前項ただし書の東京都規則で定める日前においても行うことが スポ ーツ施設条例別表十六の 項の

(東京都スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正)

3 第二条第六号中 東京都スポ ーツ 振興審 「東京都体育施設条例」 議会に関する条例 を 昭 「東京都スポー 和三十七年東京都条例第六十一 ツ施設条例」に、 号) 「体育施設の」を「スポーツ施設の」に改め の 一 部を次のように改正する。

(提案理由)

る。

ほか、所要の改正を行う必要がある。利用料金に係る規定を設けるとともに、